

はつかいち未来ビジョン 2035の周知に関して

問 経営政策課 ☎9120

①市長による市政報告会
未来ビジョン（総合計画）や令和8年度実施予定の事業・施策の具体的な取り組み内容などを説明します。

とき	ところ
7月1日(水)	さいき文化センター
7月2日(木)	ひろでん宮島まちづくり交流センター
7月7日(火)	市民活動センター おおの
7月8日(水)	吉和ふれあい交流センター
7月10日(金)	廿日市市商工保健会館

※いずれも18時30分～

②意見交換会の参加者募集

新機能都市開発事業の観光交流エリアでの公園・緑地、木育体感施設の整備内容に関する意見交換会の参加者を募集します。

とき 8月1日(土)10時～12時

対象 高校生、大学生、若手社会人、子ども（未就学児・小学生）を育てている人

申込方法 6月1日(月)から、市役所4階経営政策課まで直接または市公式LINEから。

(先着順)

※詳しくは、市ホームページを確認してください



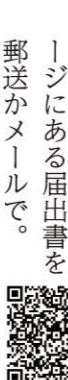
はつかいち子育て応援宣言企業になりませんか

問 産業振興課 ☎9140

オールはつかいちで子ども・子育て世代を応援する気運を高めるため、子育て中の従業員や地域の子育てを応援する企業を「はつかいち子育て応援宣言企業」として認定します。

認定された企業には、登録証（ステッカー）を交付し、市ホームページなどで広く紹介します。

申込方法 市ホームページにある届出書を郵送かメールで。



男性の育児休業・子の看護等休暇取得を支援

問 産業振興課 ☎9140

①男性の子の看護等休暇取得促進奨励金
市内企業に勤務する男性従業員が子の看護等休暇を合わせて40時間以上利用した場合、企業に10万円を支給します。

※詳しくは、市ホームページを確認してください

②男性育児休業取得促進奨励金
通算14日以上の子の育児休業を取得し、令和8年4月1日以降に復帰した男性従業員を雇用して



いる企業に10万円または20万円を支給します。
※1事業者・1年度につき上限50万円

※詳しくは、市ホームページを確認してください

◆①共通

対象 次の全ての条件を満たす中小企業者

- ①市内に事業所を有すること
- ②雇用保険適用事業所の事業者であること
- ③「はつかいち子育て応援宣言企業」に登録していること
- ④就業規則などに、育児休業制度の規定を設けていること
- ⑤市税を滞納していないこと

申込方法 市ホームページにある申請書と必要書類を提出。

福祉・介護

NHK放送受信料の減免

問 障害福祉課 ☎9152

条件を満たす場合、申請をすると、NHKに申請書が届いた月から受信料が減免されます。

●全額免除

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持しており、世帯全員が市民税非課税であること。

使うことができず、保険の対象とならない施術を受けた場合は、全額自己負担になります。

次の内容を確認して、適正に受診してください。

保険の対象となる施術

整骨院や接骨院で受ける骨折、脱臼、打撲、捻挫および肉ばなれの治療で医師の同意を得た施術

はり・きゅう

主に神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症などの慢性的な痛みを主症とする疾患で医師の同意書などの交付を受けた施術

マッサージ

筋麻痺や関節拘縮などの治療で医師の同意書などの交付を受けた施術

（骨折または脱臼で緊急の場合を除く）。詳しくは、施術所などに確認してください。

支払方法 「受領委任※」という方法があります。この場合、書類に患者の署名が必要です。

※受領委任とは、原則、患者が全額負担し、自ら保険者に費用を請求して支給を受けますが、柔道整復師などが患者に代わって保険者へ請求するこ

●半額免除

受信契約者が次のいずれかの手帳を所持していること

- ・身体障害者手帳（視覚障がい・聴覚障がい）
- ・身体障害者手帳（1級・2級）
- ・療育手帳（A・A）
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

※契約者が世帯主である場合に限り

申請に必要なもの

・受信契約者の印鑑（ゴム製不可）

・対象となる各種手帳

※全額免除を申請する場合、令和8年1月2日以降に廿日市市に転入した世帯員がいるときは、1月1日に居住していた市町村が発行した所得課税証明書が必要

申請方法 山崎本社 みんなのあいプラザ3階障害福祉課、各支所まで直接。

重度心身障害者医療費の助成

問 障害福祉課 ☎9186

申請により、一定の障害のある人に医療費の助成をします。

まだ助成を受けていない人は、障害福祉課または各支所で申請をしてください。

対象 次の①～③を全て満たす人

- ①廿日市市在住の人
- ②入院または施設に入所のために、住所を他市町に異動した人も対象になる場合あり
- ③次のいずれかの手帳などを持っている人

・身体障害者手帳（1級～3級）

・療育手帳（A・A・B）

・精神障害者保健福祉手帳1級と自立支援医療（精神通院）受給者証

④所得が基準額以下の人

⑤マイナ保険証または資格確認書

⑥対象となる手帳など

※65歳から74歳までの人は、後期高齢者医療制度への加入が必要となる場合あり

※廿日市市で所得が確認できない人は、所得証明書が必要な場合あり

認定された場合の自己負担額

・1つの医療機関で1日に支払う額は200円

・同じ月、同じ医療機関で受診する場合、入院15日、通院5日以降の自己負担はありません

留意事項

・精神障がい入院は対象外

・保険薬局での自己負担なし

・保険適用外は除く

※詳しくは、障害福祉課まで問い合わせてください

ジェネリック医薬品使用促進通知書の送付

問 保険課 ☎9159

市では、医療費を適正化（抑制）し、国民健康保険加入者の自己負担額を軽減するため、加入者に「ジェネリック医薬品使用促進通知書」を送付しています。

現在使用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担削減額が大きい人が対象です。

通知には「医療機関・薬局区分」「薬品名」「薬の単価」「数量」「支払った薬代」「切り替えることで削減できる金額」を記載しています。

ジェネリック医薬品への切り替えを希望する場合は、主治医に相談してください。ただし、全ての病気や新薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、調剤する薬局に取り扱いがない場合もあります。

ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に同じ有効成分を使って製造され、効き目や安全性などが同等として厚生労働省が承認した薬です。

先発医薬品に比べて、一般的に低価格であり、医療費の負担が軽減されます。

はつかいち未来ビジョン 2035の周知に関して
問 経営政策課 ☎9120
①市長による市政報告会
未来ビジョン（総合計画）や令和8年度実施予定の事業・施策の具体的な取り組み内容などを説明します。

はつかいち子育て応援宣言企業になりませんか
問 産業振興課 ☎9140
オールはつかいちで子ども・子育て世代を応援する気運を高めるため、子育て中の従業員や地域の子育てを応援する企業を「はつかいち子育て応援宣言企業」として認定します。

男性の育児休業・子の看護等休暇取得を支援
問 産業振興課 ☎9140
①男性の子の看護等休暇取得促進奨励金
市内企業に勤務する男性従業員が子の看護等休暇を合わせて40時間以上利用した場合、企業に10万円を支給します。

はつかいち つながるネット はつネット

福祉施設や相談窓口などを検索できます！

二次元コードから検索できます▶

ジェネリック医薬品とは
ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に同じ有効成分を使って製造され、効き目や安全性などが同等として厚生労働省が承認した薬です。